

発議第2号

平成27年3月20日

愛西市議会議長 鬼頭勝治 殿

議会運営委員会  
委員長 大島 功

市長の専決処分事項の指定について

市長の専決処分事項の指定を愛西市議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

提案理由

この案を提出するのは、地方自治法第180条第1項の規定により、市長において専決処分することができる事項を指定する必要があるからである。

## 市長の専決処分事項の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

- 1 その目的の価額が1件60万円以下の訴えの提起、和解及び調停に関すること。
- 2 1件60万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること。
- 3 法令の改正又は廃止に伴い、その法令の題名、条項又は用語を引用する条例の規定を整理する必要性が生じ、かつ、市がその条例を改正するに当たり、独自の判断をする余地がない場合において、その条例を改正すること。

### 附 則

この指定は、平成27年4月1日から施行する。